

東大和市職員定数条例の一部を改正する条例

東大和市職員定数条例（昭和39年条例第34号）の一部を次のように改正する。
別表中「400人」を「390人」に、「490人」を「480人」に改め、同表備考1の項中「70人」を「55人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。